事業者の皆様！
準備はお済みですか？

本年（2019年）10月1日から
消費税の **軽減税率制度** が実施されます。

仕入税額控除の方式が変わります！

標準税率 10% と、・飲食料品（酒類・外食を除く）・新聞（定期購読契約された週2回以上発行されるもの）に係る**軽減税率 8%** について

帳簿・請求書・レシート等の記載を複数税率に対応させる必要があります。

CHECK **全ての事業者の方**に関係があります！

飲食料品等の販売がない場合も、例えば、**飲食料品等の仕入がある場合は、帳簿上、軽減税率対象である旨を明記**する必要があります。

レジや受発注・請求書管理システムの導入・改修が必要となることがあります。

CHECK **軽減税率対策補助金**が**拡充**されました！

中小企業・小規模事業者等の方向けに**複数税率対応レジの導入等を支援**します。ぜひご活用ください。

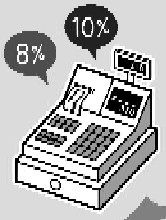

軽減税率制度説明会にぜひご参加ください。
全国で開催されています。日程・場所等の情報は下記よりご確認いただけます。
軽減税率制度説明会 検索

軽減税率制度についてはこちら
軽減税率　国税庁 検索

軽減税率対策補助金についてはこちら
軽減税率対策補助金 検索

財務省 www.mof.go.jp